

大垣都市計画道路の変更案の縦覧について

大垣都市計画道路を変更するにあたり、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

○都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路の変更（岐阜県決定）

3・6・405号 西保新屋敷線

大垣都市計画道路の変更（神戸町決定）

3・3・19号 神田神戸線

3・6・402号 加納丈六道線

3・6・404号 西保北一色線

○都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

○縦覧場所

大垣都市計画道路の変更（岐阜県決定）

岐阜県都市建築部都市政策課（県庁8階）及び神戸町産業建設部建設課

※大垣都市計画道路の変更（岐阜県決定）については、県ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2430.html>

大垣都市計画道路の変更（神戸町決定）

神戸町産業建設部建設課

○縦覧期間

令和4年10月3日（月）～10月17日（月）

（縦覧時間 8：30～17：15 土日祝日除く）

○その他

神戸町の住民及び利害関係を有する方で、案について意見のある人は、意見、住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称）並びに利害関係の内容を記載した書面を10月17日（月）までにご提出することができます。

なお、提出先について、大垣都市計画道路の変更（岐阜県決定）は、岐阜県に、大垣都市計画道路の変更（神戸町決定）は、神戸町へ提出してください。

○問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課施設計画係

TEL（058）272-1111（内線3758）

神戸町役場 建設課 都市計画係

TEL（0584）27-0177